

令和 8 年第 3 回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和 8 年 6 月 2 日

招 集 場 所 野洲市役所議場

出席議員	1 番 田中 遼	2 番 山本 剛
	3 番 木下 伸一	4 番 津村 俊二
	5 番 益川 教智	6 番 岩井智恵子
	7 番 山岡 卓治	8 番 橋 完司
	9 番 永島 知香	1 0 番 遠藤総一郎
	1 1 番 石川 恵美	1 2 番 工藤 義明
	1 3 番 野並 享子	1 4 番 田中 陽介
	1 5 番 東郷 克己	1 6 番 奥山文市郎
	1 7 番 稲垣 誠亮	1 8 番 荒川 泰宏

欠 席 議 員 なし

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	櫻本 直樹	副 市 長	林 毅
教 育 長	北脇 泰久	病院事業管理者	前川 聡
政策調整部長	井狩 昭彦	政策調整部政策監	小池 秀明
総 務 部 長	西村 拓巳	市 民 部 長	井狩 勝
健康福祉部長	山本 善亮	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	北田 一栄
健康福祉部政策監 (地域医療政策担当) 市立野洲病院事務部長	駒井 文昭	都市建設部長	山田 千尋
環境経済部長	中塚 誠治	教 育 部 長	川崎 小百合
政策調整部次長	飯田 貴史	総 務 部 次 長	玉川 俊之
総 務 課 長	江口 智紀		

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	辻 昭典	事 務 局 次 長	行俊 勉
書 記	辻 拓	書 記	棚橋 萌永

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 報告第 1 号から報告第 3 号まで

(令和 7 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について 他
2 件)

報告

第 4 議第 4 5 号から議第 8 5 号まで一括上程

(専決処分につき承認を求めることについて (令和 7 年度野洲市一般
会計補正予算 (第 1 3 号)) 他 4 0 件)

提案理由説明

市長提出議案

報告第 1 号 令和 7 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

報告第 2 号 令和 7 年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 3 号 令和 7 年度野洲市下水道事業会計予算繰越計算書について

議第 4 5 号 専決処分につき承認を求めることについて (令和 7 年度野洲市一
般会計補正予算 (第 1 3 号))

議第 4 6 号 専決処分につき承認を求めることについて (令和 7 年度野洲市介
護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号))

議第 4 7 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市税条例の一部
を改正する条例)

議第 4 8 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市都市計画税条
例の一部を改正する条例)

議第 4 9 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市国民健康保険
税条例の一部を改正する条例)

議第 5 0 号 令和 8 年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 号)

議第 5 1 号 富波乙地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

議第 5 2 号 大篠原鷺坪地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

議第 5 3 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に

関する条例

- 議第 5 4 号 野洲市税条例の一部を改正する条例
- 議第 5 5 号 野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 議第 5 6 号 野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例
- 議第 5 7 号 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議第 5 8 号 市道路線の認定について
- 議第 5 9 号 野洲市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 議第 6 0 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 6 1 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 6 2 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 6 3 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 6 4 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 6 5 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 6 6 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 6 7 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 6 8 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 6 9 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 7 0 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

- 議第 7 1 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 7 2 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 7 3 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 7 4 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 7 5 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 7 6 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 7 7 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 7 8 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 7 9 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 8 0 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 8 1 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 8 2 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 8 3 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 8 4 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 8 5 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

開議

午前 9 時 3 0 分

議事の経過

(開会)

○議長（津村俊二） （午前 9 時 3 0 分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和 8 年第 3 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本日の出席議員は 1 8 人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

次に、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定に基づき専決処分報告書が市長より提出され、タブレットに掲載しておきましたので、ご確認願います。

(日程第 1)

○議長（津村俊二） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定により、第 1 3 番、野並享子議員、第 1 4 番、田中陽介議員を指名いたします。

(日程第 2)

○議長（津村俊二） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 2 6 日までの 2 5 日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（津村俊二） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から 6 月 2 6 日までの 2 5 日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、タブレットに掲載の会期日程のとおりであります。

(日程第 3)

○議長（津村俊二） 日程第 3、報告第 1 号から報告第 3 号まで「令和 7 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」他 2 件について、市長より報告を求めます。

市長。

○市長（櫻本直樹） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和８年第３回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会では、報告事項として、令和７年度一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計の繰越計算書３件を報告いたします。

報告第１号「令和７年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」、ご報告申し上げます。

令和８年第２回定例会における一般会計補正予算（第１２号）で、繰越明許費として議決いただきました総務費の重点支援地方交付金給付事業他１４件の事業について、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき、繰越計算書を調製しましたので、報告いたします。

報告第２号「令和７年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について」、ご報告申し上げます。

本議案は、建設改良に要する経費のうち、県道大津能登川長浜線添架管移設事業について、滋賀県南部土木事務所が発注する歩道拡幅工事との調整が必要となりますが、滋賀県の事業進捗により、歩道拡幅設計業務の完了時期が当初予定より遅れている状況です。このため、拡幅設計の成果物に基づき設計を行う添架管移設についても年度内の完了が見込めず、翌年度に繰り越すものです。

また、南桜水源地場内施設更新事業について、複数年工事であり完了により資産を取得するため、地方公営企業法第２６条第１項の規定に基づき、前払金に係る予算を繰り越し、同条第３項の規定に基づき繰越計算書において報告するものです。

報告第３号「令和７年度野洲市下水道事業会計予算繰越計算書について」、ご報告申し上げます。

本議案は、建設改良に要する経費のうち、ストックマネジメント管路点検調査事業について、令和７年１２月１８日交付金内示に伴う補正事業であり、年度内に契約して事務を進めましたが、道路の通行制限の許可に時間を要し、年度内に執行できなかったことから、翌年度に繰り越すものです。

また、野洲市雨水公共下水道事業認可事業について、当初、野洲市で計画していた野洲川への雨水バイパス放流水路について、地形・布設位置等の条件に課題があり、本業務で施設計画の再検討が必要な状況となりました。

代案となる施設計画に当たり、滋賀県上下水道課及び施設候補地の地権者との協議が必要になったことから年度内の完了が困難となったため、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越すものであり、同条第3項の規定に基づき繰越計算書において報告するものです。

（日程第4）

○議長（津村俊二） 日程第4、議第45号から議第85号まで「専決処分につき承認を求めることについて（令和7年度野洲市一般会計補正予算（第13号））」他40件を一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、本定例会では、議案といたしまして、令和7年度補正予算の専決処分2件、条例改正の専決処分3件、令和8年度補正予算1件、条例の制定・改正7件、その他1件、人事案件27件の合計41件を提案いたしますので、ご審議・ご採決をよろしくお願いします。

議第45号「専決処分につき承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

令和7年度一般会計補正予算（第13号）については、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億6,646万7,000円を追加したことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な補正の内容は、歳入では、地方譲与税や各種交付金、特別交付税の額の確定による精査や、繰越金の増額などです。

また、歳出では、基金積立費について、財政調整基金に積立てを行う他、令和6年度物価高騰重点支援地方創生臨時交付金返還金の追加、介護保険事業特別会計繰出金の追加を行ったものです。

議第46号「専決処分につき承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

令和7年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに28万7,000円を追加したことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

歳出の内容は、総務費の介護認定調査事業費の主治医意見書作成手数料の決算見込みに

伴う増額２８万７，０００円を追加します。

これに対する歳入としまして、一般会計繰入金の増額を行ったものです。

議第４７号「専決処分につき承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が令和８年３月３１日に公布されたことなどに伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分したものを、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な内容につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う関連条項の削除、特定大口株主配当等の特定配当等への追加に伴う所得割の課税標準の変更など、所要の改正を行うものです。

本条例は、令和８年４月１日から施行します。

議第４８号「専決処分につき承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月３１日に公布されたことなどに伴い、野洲市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分したものを、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な内容につきましては、改修特別特定建築物に関する税額の減額措置により、わがまち特例の割合を定めた他、地方税法附則の改正に伴う項ずれにより、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、令和８年４月１日から施行します。

議第４９号「専決処分につき承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

地方税法及び同法施行令等の一部改正が令和８年３月３１日に公布されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分したものを、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正により、国が令和８年度から子ども・子育て支援納付金を各医療保険者から徴収することを受け、地方税法の一部改正により、本市の国民健康保険税においても、子ども・子育て支援納付金課税額を新たに課税するための所要の改正をしたものです。

また、納税義務者の負担の軽減を図るため、合計所得額が一定額以下の場合に、軽減判

定所得の基となる所得判定基準額を引き上げることとした地方税法施行令の一部改正後の基準に従い、所要の改正をしたものです。

なお、本条例は、令和８年４月１日から施行します。

議第５０号「令和８年度野洲市一般会計補正予算（第１号）」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算それぞれに４，８２３万６，０００円を増額します。

歳出の主な内容は、民生費では、医療費助成のオンライン資格確認に係るシステム保守委託料の追加の他、地方創生臨時交付金の活用事業として、民間保育所等に対する食料品価格高騰対策支援金及び放課後児童クラブに対する飲食物費価格高騰対策支援金を追加します。

衛生費では、野洲川斎苑葬祭棟の空調設備改修に伴う負担金を増額します。

農林水産業費では、大篠原地先のため池・新池に係る県営農地防災事業の実施に伴う負担金を増額します。

教育費では、中学校クラブ活動を地域クラブ活動に移行する取り組みを円滑に行うために必要な報奨金等を増額します。

歳入の主な内容につきましては、国庫支出金では、地域未来交付金の１件不採択による減額の他、地方創生臨時交付金の増額、地域診療情報連携推進費補助金の追加計上をします。県支出金では、保育所等食料品価格高騰対策事業費補助金、放課後児童クラブ飲食物費価格高騰対策事業費補助金の他、部活動地域展開推進事業費補助金を計上します。

その他、諸収入、財源更正に伴う市債、収支の財源調整として繰越金を増額します。

議第５１号「富波乙地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、都市計画法第１９条第１項の規定により、令和８年２月２７日に決定した富波乙地区計画の区域において、建築基準法の規定に基づき建築物に関する制限を定めることにより、良好な市街地形成を図るものです。

なお、本条例は、公布の日から施行します。

議第５２号「大篠原鷺坪地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、都市計画法第１９条第１項の規定により、令和８年２月２７日に決定した大篠原鷺坪地区計画の区域において、建築基準法の規定に基づき建築物に関する

る制限を定めることにより、良好な市街地形成を図るものです。

なお、本条例は、公布の日から施行します。

議第53号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により生じる条ずれを整理するため、関係条例について、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和8年9月24日から施行します。

議第54号「野洲市税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたこと等に伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、議会の議決を求めるものです。

主な内容につきましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除につきましては、1年間に1万2,000円を超える対象医薬品の購入費用について、上限8万8,000円を所得控除として扱う特例措置の期限が延長されたことに伴い、所要の改正を行うものです。また、固定資産税の免税点の見直しに伴い、家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点が引き上げられ、一定額以下の資産に対する税負担が軽減されるよう、所要の改正を行うものです。

特定暗号資産取引に係る課税につきましては、暗号資産取引に関して、特定の取引で得られた利益が分離課税され、損益通算や繰越控除が3年間可能となるよう見直されたことに伴い、市税についても所定の税率に改正するものです。

なお、本条例の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除につきましては令和9年1月1日から、固定資産税の免税点の見直しについては令和9年4月1日から、特定暗号資産取引に係る課税については令和10年1月1日から施行するものです。

議第55号「野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

令和7年10月1日に児童福祉法等の一部を改正する法律が施行され、保育士不足対策として地域限定保育士制度が一般制度化されました。これを受け、滋賀県は全国に先んじてこの制度の認定を受け、地域限定保育士試験が令和8年から実施されることが決定しています。これに伴い、当市においても地域限定保育士として、令和9年から採用が見込まれることから、関連する野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

例、野洲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、野洲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、野洲市子育て支援センター条例の4条例について、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、公布の日から施行します。

議第56号「野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案は、令和7年12月に野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会から、季節保育における延長保育料の固定化について提言されたことを受け、保育料を定める野洲市こどもの家条例の一部を改正する他、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、令和9年4月1日から施行します。

議第57号「野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、条例で定める非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額について所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、公布の日から施行します。

議第58号「市道路線の認定について」、ご説明申し上げます。

本議案は、野洲市で市道整備を行うに当たり、当該地について新たに市道認定を行うものです。このことから、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第59号「野洲市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」、ご説明申し上げます。

地方税法第404条第1項の規定では、固定資産評価員は市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市町村長が行う価格の決定を補助するため設置するものとなっています。

この規定の趣旨は、固定資産の課税客体である土地家屋及び償却資産の量は膨大であり、その評価を適正に行うために専門知識を有した者を選任し、市長の行う評価決定を補助させるためであり、固定資産税の課税決定主管課であります本市税務納税課長を、固定資産評価員として選任しているところであります。

令和8年4月1日付け人事異動に伴い、前任の三上哲司に代わり、土川友廣（つちかわ

ともひろ)を固定資産評価員として選任したく、同法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

次に、議第60号から議第85号まで「野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」、一括してご説明申し上げます。

この26議案は、現委員の任期が令和8年7月19日をもって満了することに伴い、新たな野洲市農業委員会の委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

議第60号から議85号まで、順に、委員の氏名を申し上げます。

川東静佳さん、立入三千男さん、岩井正男さん、南井傳治さん、奥野清さん、石塚健一さん、山本芳隆さん、清水稔さん、小森喜一さん、山田富男さん、井狩憲一さん、神山忠彦さん、重高秀志さん、奥村富正さん、平中繁一さん、北脇薫さん、米澤博さん、三浦薫さん、築山源太郎さん、東清一さん、中濱佳久さん、角出昇さん、辻美智子さん、中谷征史さん、安田健一さん、林かずみさんの計26名です。

なお、26名のうち、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書の規定による認定農業者等の委員には10名が、同条第6項の規定による利害関係を有しない委員には2名が該当することから、これらの規定の要件を満たしています。

26名とも、農業委員会が所掌する事項に関し、様々な面から農業に関わりを持ち、適切に職務を行い、農業委員会委員としてご活躍いただける方々でございますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、委員の任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間です。

(発言する者あり)

○市長(櫻本直樹) 失礼いたしました。議第59号で一部修正をさせていただきます。

前任の三上哲司に代わり、土川友廣(つちかわともひろ)と申し上げましたが、土川友廣(つちかわともひら)の誤りでございました。失礼いたしました。

おわびして訂正させていただきます。

○議長(津村俊二) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明6月3日から6月11日までの9日間は、議案調査のため休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（津村俊二）　ご異議なしと認めます。よって、明６月３日から６月１１日までの
９日間は休会することに決しました。

なお、念のために申し上げます。来る６月１２日は午前９時３０分から本会議を再開し、
議案質疑、一般質問等を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。（午前９時５４分　散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和8年6月2日

野洲市議会議長 津村俊二

署名議員 野並享子

署名議員 田中陽介